

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	農水産業協同組合貯金保険法
根拠条項	第118条
処分の概要	農水産業協同組合への監督命令
法令の定め	農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年7月16日法律第53号) 第118条 主務大臣又は都道府県知事は、農水産業協同組合が貯金等の払戻しの停止をし、又は停止するおそれがあると認められる場合において、機構の業務の適正かつ円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該農水産業協同組合に対し、その事態に対処してとるべき措置に関し必要な命令をすることができる。
処分基準	処分実績がないことから、当面は処分基準は設定しない。
処分担当課	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号:011-231-4111(内線27-262))
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号:011-231-4111(内線27-262))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html)